

幸区制50周年記念 ロゴマーク募集

応募受付／2021年8月1日(日)～9月30日(木)必着

令和4年、幸区が誕生して50年目を迎えます。

幸区制50年をお祝いする素敵なロゴマークのご応募を

お待ちしております。

コンセプト

『幸せの想いをつなぐまち
心のふるさとさいわい』

応募資格

- 幸区在住、在勤、在学の方
- 幸区に過去50年間の中でゆかりがある方
- これからの幸区を応援してくれる方

応募要件など
詳しくは区HP
をチェック！

採用された方には、

記念品
と
図書カード
5,000円分
を贈呈します



お問い合わせ

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1

幸区役所企画課 TEL:556-6612 FAX:555-3130

ロゴマーク応募用紙

※枠内に書いてください

フリガナ	
氏名	
年齢	歳
住所	〒
学校名または勤務先 ※幸区以外にお住まいの方は記入	
連絡先	TEL
	Email
作品の説明 (作品に込めた想いなど)	

【注意事項】(1) 次に該当するものは選考の対象外となりますので、ご注意ください。ア 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのあるもの。イ 政治的、宗教的、商業的メッセージを含むもの。ウ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。エ 公序良俗その他法令の規定に反するもの。(2) デザインは、自作の未発表作品に限ります。これに違反した場合、採用後であっても採用を取り消します。また、応募作品が第三者の知的財産権等を侵害するおそれがある場合は、応募者が一切の責任を負うものとします。(3) 採用作品は、決定と同時に著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)などの一切の権利を川崎市に移転するものとします。さらに、応募者は採用作品に関して、著作者人格権を行使しないものとします。(4) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。川崎市では、一切の責任を負いません。なお、応募作品に関連して、川崎市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。(5) 応募作品は返却いたしません。(6) 採用作品の使用にあたっては、必要に応じて色・デザイン等の修正・加工を行う場合があります。(7) 応募いただいた方の個人情報、結果通知、作品の問合せなどにはのみ使用します。ただし、採用された方については、採用作品とともに氏名、年齢等を報道や各種広報媒体で発表させていただきます。(8) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過・結果に関する問合せには一切応じられません。(9) 送付中やメール送信中の事故等で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、川崎市は一切の責任を負いません。(10) 選考結果の発表まで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。(11) 未成年の方の応募作品が採用される際には、著作権譲渡及び副賞の授与にあたって、親権者の同意書を提出いただきますのでご了承ください。(12) 応募をした時点で、この募集要項の記載内容に同意したものとみなします。